

## 第 1 2 章 自家用給水設備



## 第 1 節 自家用給水設備切替

### 【基準事項】

自家用給水設備を、給水装置に切り替える場合は、次に掲げるところによる。

#### 1 自家用給水設備切替工事

自家用給水設備切替工事とは、次のことをいう。

- (1) 一般の未給水地区において、従来井戸水又は谷水等を飲用に供していたものが、本市水道管の布設に伴って、自家用給水設備を給水装置に切り替えるとき。
- (2) 一般の給水地区において、従来井戸水等を飲用に供していた者が、自家用給水設備を給水装置に切り替えるとき。
- (3) 受水槽以下の装置を給水装置に切り替えるとき。

#### 2 自家用給水設備切替工事の基準

前項は、給水装置等の設計施工事務取扱要綱に準ずることとする。

#### 3 自家用給水設備の切替手続

自家用給水設備の切替を希望するときは、指定工事業者に切替工事の委託を行い、次のとおり申し込む。

- (1) 指定工事業者は、自家用給水設備が政令第 5 条に規定する給水装置の構造及び材質の基準並びに構造材質規程に規定する基準に適合しているか否かを現場で調査し、申込者又は使用者立会のもとに水圧検査を行い、基準に適合しない設備がある場合は、改良工事等について申込者と協議する。
- (2) 指定工事業者は調査の結果、切替え可能な自家用給水設備について、給水装置の工事の申込みを行う。

給水装置工事申込書には、「新設」又は「改造」と記入又は押印する。また、図面欄には、新設部分を赤色実線で、切替部分を青色鎖線で記入して、その表示を行う。

#### 4 自家用給水設備の切替連絡

自家用給水設備の切替連絡工事は、給水装置工事申込書と誓約書〔要綱様式第 2 2 号〕を提出し、承認を受けた後、自家用給水設備が政令第 5 条に規定する給水装置の構造及び材質の基準並びに構造材質規程に規定する基準に適合するよう施行した後に行う。また、工事完了後は、完成配管図面に水圧検査立会者（申込者又は使用者、主任技術者）名等を記入し提出する。

〔参考〕 自家用給水設備切替配管図例

